
生活困窮者自立支援制度

第8 生活困窮者自立支援制度

1 生活困窮者自立支援制度

(1) 制度のあらまし

長引く景気の低迷により、雇用を取り巻く環境は一層厳しくなり、生活保護には至っていないけれども、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人が増加している。

このような人が生活保護にまで至ることのないよう、また生活保護から脱却した人が再び生活保護に戻ることを防ぐよう、生活困窮者の自立に向けた支援を確実かつ適切に実施するために、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が制定された。

同法では、社会保険や労働保険等、雇用を通じた「第1のセーフティネット」、万一のときに最終的な支援制度として機能する生活保護といった「第3のセーフティネット」のような既存の社会保障制度を補う「第2のセーフティネット」として、誰もが社会的、経済的に自立し、生活を向上させることで安定した社会を築くとともに、生活困窮者への支援を通して、人とのつながりが感じられる「相互に支え合う」地域の構築を目指している。

(2) 支援の種類

現行制度では、次の事業が自治体の行うもの（必須事業）又は行うことができるもの（任意事業）として規定されている。（法第5条、第6条及び第7条）

【必須事業】

① 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、相談者が抱える課題を把握し、支援計画の作成とそれに基づく包括的な支援を行う。

② 生活困窮者住居確保給付金

離職により住居を失った、又はその恐れが高い生活困窮者で、その所得等が一定水準以下の者に、期間を定めて給付金を支給し、安定した就職活動を支える。

【任意事業】

③ 生活困窮者就労準備支援事業

直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、就労に向けた生活習慣の確立、社会に参加する能力の形成や就労体験等の支援を段階的に行う。

④ 生活困窮者一時生活支援事業

住居を持たない生活困窮者に、一定期間、宿泊場所や衣食の提供などを行う。

⑤ 生活困窮者家計改善支援事業

失業や多重債務等により、家計の収支バランスが崩れた生活困窮者に対し、収支改善の指導や家計を管理する能力を高めるための支援を行い、生活の再生を図る。

⑥ 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業

貧困の連鎖防止という観点から、生活困窮家庭の子どもに、学習支援や仲間と出会い活動できる居場所づくりのほか、保護者へ養育相談や学習への理解促進等の支援を行う。

⑦ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

徳島市では、必須事業との関連性や地域の支援の需要等を検討し、必須事業（①及び②）と任意事業（③、⑤及び⑥）の計5事業を実施している。